

平成29年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年6月30日（金） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 30号 非農地証明申請について

議案第 31号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1番	荒谷 博司	2番	生田 政行	3番	池田 勝憲	4番	倉本 寛
5番	谷 正典	6番	前田 清文	7番	見藤 進	8番	横田 正教
10番	榎 真太郎	11番	舩田 定則	12番	佐伯 孝行	13番	出来 悦次
14番	林 武彦	15番	水場 守信	16番	北村 正次	17番	平本 真人
18番	高橋 靖之	19番	寺山 喜代登	20番	中川 義則	21番	山城 和彦
22番	長迫 秀	23番	渡辺 哲宏	24番	重森 紀生	25番	三戸 正宏
26番	灰原 松二	27番	横村 満	28番	大道 正孝	29番	土井 光弘
30番	椋開地 省二	31番	金原 茂之	32番	中野 勇平	34番	長本 憲
35番	藤原 広	36番	谷 恵介	37番	田中 みわ子	38番	土井 正純

欠席委員

9番 横段 登 33番 坂 孝好

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長(倉本) : 出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、20番 中川委員、37番 田中委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 横段委員、33番 坂委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれておりますので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。なお、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いいたします。

議長 : 事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前に「資料1 農用地利用集積計画(案)」を送付しています。また、本日「資料2 呉市農業委員会の委員名簿」、「JA広島ゆたか広報」第118号、「平成29年度 全国農業図書 普及推進図書」のパンフレットを配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番、地目は田、面積は195㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作ができないため譲受人に売却するもので、譲受人は自宅に近い農地を購入し経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、野菜栽培を行う予定です。経営面積は、自作地が26アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員 : 6番前田です。申請地は譲渡人が遠方に居住し休耕地となっているが、譲受人により整地されており、今後畑として耕作するということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町波多見1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は361㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は市外に居住しており耕作困難なため譲受人に無償で譲り渡し所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、野菜栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで約54アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番榎です。申請地は、写真のとおり草が刈られており、すぐに耕作できる状態です。問題ないと判断しました。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字安登字西小島〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,530㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢により耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け新規就農するものです。営農計画は、果樹及び野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が35アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。譲渡人と譲受人の関係は親子で、母が高齢で耕作できないため子供に贈与するというものです。今後は子供と孫と一緒に果樹や野菜を植え付けするということ

です。お孫さんはまだ若いがいしっかり耕作するということでした。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字宮田新開〇〇〇〇番〇ほか8筆、地目は畑、面積は合計で3,834㎡の農振農用区域内の農地及び第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は体調不良により耕作困難なため弟である譲受人に無償で譲り渡し所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け新規就農するものです。営農計画は、柑橘及び野菜栽培を行う予定です。経営面積は、申請地だけで約38アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番重森です。所有者が体調不良で弟に贈与するというものです。今後は弟がいしっかりと耕作してくれると思う。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。この1番と、次の議案第29号の1番、5条許可申請は隣接地で、転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第28号の1番の農地法第4条許可申請地は、広徳丸町〇〇〇〇番、地目は田、面積は33㎡の第2種農地です。

議案第29号の1番の第5条許可申請地は、広徳丸町〇〇〇〇番ほか1筆、面積は合計で114㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅、駐車場及び庭敷として使用するものです。この2件の許可申請につい

ては、建物等の所有者が建物敷地の名義を整理しようとしたところ、敷地内に宅地以外の農地が4筆あり、また敷地中央で市街化区域と市街化調整区域に分かれていることが判明したものです。そのため、市街化区域内農地については「農地法」第5条の規定による届出、市街化調整区域内の農地については、1筆について第4条の規定による許可申請、2筆については第5条の規定による許可申請がされたものです。なお、第5条の届出及び許可申請については、弟から建物所有者である姉に贈与をするという内容です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅敷地等として利用されているため農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：6番前田です。40年から50年間現在の状態であったということで、仕方がないと思う。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件と議案第29号の1番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件と議案第29号の1番は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登東4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は459㎡の第2種農地です。

転用目的は、墓地として利用するものです。規模等は、墓3基、灯籠4基、法名碑2基、植栽を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように既に墓地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。関係法令については「墓地埋葬等に関する法律」に基づく許可は既に許可できる状態である旨、関係課より連絡を受けています。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。なお「農地法」による許可は、6月30日付けで「墓地埋葬等に関する法律」に基づく許可と同時許可とする予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。写真のとおり既に墓地が完成している。山の奥にあった墓地を申請地

に移転し、囲いをしている。墓地埋葬法の許可を受けるということで、やむを得ないと思う。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,127㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等は、発電容量49.5kw、太陽光パネル288枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番高橋です。申請地は耕作放棄地となっている。水路の確認もしており周囲に問題は生じない。皆様のご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番については、さきほどご審議いただきましたので、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方町字川尻越〇〇番〇、地目は畑、面積は76㎡の第2種農地です。

転用目的は、隣接地でセルフのガソリンスタンドを営業している譲受人が購入し社員用及び営業用の駐車場として使用しようとするものです。関係法令については「都市計画法」

による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：1番横荒谷です。申請地をガソリンスタンドの駐車場として使用するということです。

申請地の周辺はコンクリート等で舗装されており、周囲への影響はないと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は376㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。譲渡人と譲受人の関係は親戚関係にあり、今まで稲を植えていたが休耕し娘婿が家を建てるといふものです。周辺に田畑はなく影響はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は560㎡の内199.89㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び進入路として利用するため使用貸借による権利を設定するもので

す。規模等は、2階建住宅1棟及び進入路を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。譲渡人と譲受人の関係は親子で、今まで柑橘畑として耕作していたが、親の家に隣接しているということで今回の申請地に子供の家を新築するというものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第30号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広中新開1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は290㎡の第3種農地です。

申請の事由は、昭和51年に共同住宅を建築しかい廃したとして、建物登記事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒 谷 委 員：1番荒谷です。住宅地の中の土地で、以前からアパートの敷地として使用されており、現状を認めざるを得ない。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字小迫〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で373㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成6年頃耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林と

して証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番出来です。申請地は山の中腹にあり、以前は段々畑であったと思われるが、現況山林化し、周辺も同様の状況で仕方ないと判断した。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字松尾〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、現況は原野及び山林、面積は合計で2,093㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成17年頃耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野及び山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番重森です。申請地は隠地の山で周辺も同じ状況です。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第31号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農用地利用集積計画は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。6月9日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1の「農用地利用集積計画（案）」です。

この農用地利用集積計画の決定については、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので、

よろしくご審議お願いします。

それでは、内容についてご説明しますので、資料1をご覧ください。

1ページは、利用権の設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を設定し農地を貸す方は、〇〇〇〇ほか1名、利用権の設定を受けて農地を借りる方は、〇〇〇〇、利用権を設定する農用地は安浦町大字中切字北平迫〇〇〇〇番ほか7筆、合計面積は4,578㎡です。

2ページは、利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定し農地を貸す方は、〇〇〇〇ほか2名、利用権の再設定を受けて農地を借りる方は、〇〇〇〇ほか2名、利用権を再設定する農用地は郷原町字万九郎〇〇番ほか10筆、合計面積は7,930㎡です。

設定する権利内容は、新規は使用貸借による権利の設定で、再設定は使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりです。

3ページには、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。

4ページと5ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積、家族構成及び農業従事者の人数等が記載されています。

資料1の説明については以上です。なお、本日の総会で決定いただきましたら、「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定によりすみやかに公告することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定いたします。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ農地法第4条の規定による届出が1件、9ページ、10ページ農地法第5条の規定による届出が5件、計6件ありましたので、ご報告します。

議 長：その他に入ります。事務局から説明事項はありますか。

事務局：本日配付した「資料2 呉市農業委員会の委員名簿」ですが、8月1日からの新たな農業委員の名簿です。6月23日の呉市議会で議決を得ましたのでご報告させていただきます。

議長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回総会は、平成29年7月31日 月曜日 午後4時 から
会場や時間については、総会の開催通知に注意してください。

議長：以上で平成29年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時40分)